

事務連絡
平成27年10月5日

法務局民事行政部首席登記官 殿
地方法務局首席登記官 殿

法務省民事局民事第二課 補佐官

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
の施行に伴う通知カードの取扱い等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に伴い、本日以降通知カードによる個人番号の通知が開始される所、当該通知カードの取扱い等については、下記のとおりとなりますので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

1 通知カードの取扱い

通知カードは、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためだけに発行されるものであること並びに法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑み、法第16条の規定に基づく本人確認以外の本人確認の手続において、通知カードを本人確認書類として取り扱うことは適当でないとされているため、これを**不動産登記規則**（平成17年法務省令第18号）**第72条第2項第3号の書類等の本人確認情報として取り扱うことはできない。**

2 添付情報に個人番号が記載されている場合の取扱い

添付情報として個人番号が記載されている住民票の写し等が提供された場合は、原則として、調査時に個人番号部分をマスキングする。

なお、個人番号がマスキングされた書類が提供された場合には、当該書類の原本が提供されたとすることはできないことから、これを添付情報として取り扱うことはできないので留意されたい。

【別紙】

平成27年8月28日付け府番第285号、総行住第102号内閣府大臣官房番号制度 担当室参事官及び総務省自治行政局住民制度課長通知「通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて」

平成27年10月8日 司法書士武田事務所/京都

府番第285号、総行住第102号
平成27年8月28日

通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて（抜粋）

1 通知カードに関する基本的考え方

通知カードは、個人番号とともに基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。以下同じ。）が記載されておりますが、本来、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであること、また、法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑みれば、一般的な本人確認の手続において、**通知カードを本人確認書類として取り扱うことは適当でない**と考えられます。

なお、個人番号カードは、基本4情報が記載された顔写真付きの公的な身分証明書として、一般的な本人確認の手続においても、本人確認書類として取り扱うことが可能です。

2 表面に個人番号が記載されている書類の取扱い

表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類については、法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑み、一般的な本人確認の手続において、本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられます（なお、表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば、本人確認書類として取り扱うことは可能です。）。

3 各府省等に対する依頼事項

各府省等におかれては、一般的な本人確認の手続において、上記1及び2の点にご配慮いただくとともに、本通知の趣旨について、当方においても、通知カードによる個人番号の通知の際に、通知カードを一般的な本人確認の手続に用いることはできない旨案内するなど、広く周知・広報に努めることとしておりますが、所管の関係団体及び関係業界に対して、周知・広報、指導・助言その他の必要な措置を積極的に講じていただくようお願いします。